

第 28 号 議 案

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和31年長崎県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
事業の種類別	分担金の率	事業の種類別	分担金の率
略		略	
農業水利施設ストック マネジメント事業	<u>事業費の21パーセント（農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知）に基づく事業を離島振興法に基づく指定地域、山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域において実施する場合は、事業費の16</u>		

パーセント)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

農業水利施設ストックマネジメント事業を実施することに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。